

平成29年 8 月発行
佐賀大学経済論集第50巻第 2 号 抜刷

フランス企業法判例研究

民事会社における社員の除名条項の有効性

破毀院商事部2012年 3 月20日判決

小 西 みも 恵

民事会社における社員の除名条項の有効性

破毀院商事部2012年3月20日判決¹

小 西 みも恵

【事実の概要】

2005年2月、Saur グループの会社において会社指揮の職務を行う従業員に対し、Saur グループの親会社である Novasaur 一人簡易株式発行会社の株主である Finamag 民事会社の持分を取得することが提案された。当該提案に従い、Saur グループの Saur France 社の従業員である Maucollot 氏は、Finamag 社の持分を41,299口（1口1ユーロ）取得した。

2005年12月23日、Maucollot 氏は重大な過失 (*faute grave*) があったとして解雇され、Maucollot 氏は使用者と合意を締結し、Saur France 社を退職した。

Finamag 社の業務執行者である Investisaur 簡易株式発行会社は、2006年3月23日付の文書により、Maucollot 氏が Finamag 社の社員の資格を維持するために必要な Saur グループの会社の従業員の資格を失ったことを理由として、Maucollot 氏が保有する41,299口のうち30,974口を31571.42ユーロで買い取るにより Maucollot 氏の一部除名 (*exclusion partielle*) を実行するために、Finamag 社の定款16条所定の手続を採る予定であることを Maucollot 氏に通知した。その後、Finamag 社は、2006年6月22日付の文書により、Investisaur 社が Maucollot 氏の社員権の一部の買取を実行するこ

¹ Cass. com., 20 mars 2012, n° 11-10855, *Dr. sociétés* 2012, n° 77, p.17, note Henri Hovasse; *JCP E* 2012, 1310, p.33, note Renaud Mortier; *Gaz. Pal.* 9 mai 2012, p.1512, note Anne-Françoise Zattara-Gros; *RTD com.* 2012, p.348, obs. Alexis Constantin; *ibid.* p.355, obs. Marie-Hélène Monsérié-Bon; *D* 2012, p.1584, note Alain Lienhard, note Maud Laroche; *RLDA* juin 2012, p.10, note Thierry Favario; *Bull. Joly sociétés* 2012, p.538, note François-Xavier Lucas; *JCP E* 2012, 1569, p.15, note Jean-Pierre Garçon; *Dr. & patr.* mai 2013, p.94, chron. Didier Poracchia; *Rev. sociétés* 2012, p.435, note Alain Couret.

とを決定したことを Maucollet 氏に通知した。

Maucollet 氏は、これに対し、Maucollet 氏の一部除名の決定の無効と損害賠償を求めて提訴した。

Versaille 控訴院2010年10月21日判決は、Finamag 社の定款が、社員の1人が会社にとどまるために必要な要件をもはや満たさない場合には、当該社員がグループの従業員であるときはとくに解雇を理由として、当該社員は業務執行者の全面的な裁量により完全にまたは一部分除名されうると規定していること、Maucollet 氏の解雇を受けて Finamag 社の業務執行者によりなされた Maucollet 氏の一部除名の決定について、いかなる定款変更も対象になっていない場合には全社員が意見を聞かれなくてもよいと定款に定められているとして、Maucollet 氏の一部除名の決定の無効と損害賠償の請求を却下した。

また控訴院は、Maucollet 氏は一部除名の決定に対して異議を主張することができたこと、また、除名理由が解雇によるグループ会社の従業員の資格の喪失であることを知っていたとして、Maucollet 氏の請求を却下した。

Maucollet 氏は、①民事会社の定款は、一定の状況が生じた場合に、全社員が意見を聞かれることなく業務執行者の裁量によりある社員を除名の対象とすることができるのと有効に規定することはできないため、控訴院の裁判官は民法典1832条、1848条と1852条、および1134条に違反したこと、また、②除名決定の対象社員は除名理由を知っているべきであり、除名理由についての異議を有効に主張することができるべきであるため、控訴院の裁判官は民法典1832条と1134条に違反したという理由により、破毀院に上告した。

【判旨】

① 控訴院は、Maucollet 氏がグループ会社の従業員の資格を喪失したことを受けてなされた Maucollet 氏の社員権の一部を買い取る決定が Finamag 社の定款に従ってなされたことを指摘し、当該決定は適法であると結論づけた。定款上、社員の除名を言い渡す権能 (faculté) が業務執行者のみに付与されたことはあまり重要ではない。したがって、理由は根拠がない。

② 控訴院は、Finamag 社の業務執行者が、検討されている除名理由および

その方法を明確にし、またこれらの点について異議を述べるように関係社員に促した文書により、除名の場合に定められた手続の実行を Maucollot 氏に通知した後、Maucollot 氏の一部除名を決定したことを明らかにし、当該社員が対審の原則の違反を主張する根拠はないと適切に結論づけた。したがって、理由は根拠がない。

【研究】

1 本判決の意義

本判決は、社員の除名について定款に定めることができる旨の法規のない民事会社においても、定款上の除名条項は有効であると認めた初めての破毀院判決である（2）。本判決はまた、社員の除名を決定する機関について、業務執行者のみが社員の除名を決定することができるかと判示した点でも意義がある（3）。さらに、本判決は、対審の原則（*principe de la contradiction*）についても言及している（4）。

2 定款上の社員の除名条項の有効性

(1) 法制度

簡易株式発行会社（*société par actions simplifiée*: SAS）（商法典 L. 227-16 条・L. 227-17条²）およびヨーロッパ会社（商法典 L. 229-12条³）においては、社員の除名について定款に定めることができることが法律上明らかである⁴。

一方、民事会社における社員の除名については、民法典1860条が、「社員の1人に生じた支払不能・個人破産・財産の清算または更生整理のときは、…第1843-4条に明示された要件のもとに、当事者の社員権の償還手続を行

² 商法典 L. 227-16条第1項は、「定款は、その定める要件のもとに、社員が株式を譲渡する義務を負わされうることを規定することができる」とする。また、L. 227-17条は、簡易株式発行会社の社員が会社である場合、当該社員である会社の支配が変更されたときは、当該社員を除名することができるとする。

³ 商法典 L. 229-12条は、「定款が定める要件において、その株式を公募する予定のないヨーロッパ会社の定款は、単独の株主がその株式を譲渡する義務を負うことができる旨を定めることができる」とする。

い、その場合には当該当事者は社員資格を失う」と定めている。民事会社においては、社員が無限責任を負うことから、会社債権者を保護するために社員が当然に除名される場合について法定されているが、定款所定の要件に従って社員を除名することができることを定款に定めることができる旨の法規は存しない。

(2) 学説の状況

学説上、民事会社においても社員の除名について定款に定めることができるとするものが多数であり⁵、本判決の評釈のなかにもこの点に関する本判決の結論に異を唱えるものは見当たらない。

定款に社員の除名条項を定めるために、会社設立時に定款に定める場合、または会社設立後に定款を変更して定める場合が考えられる。会社設立時に定款に定めた場合、社員は定款上の社員の除名条項に同意したものとみなされる。一方、会社設立後に定款を変更して定める場合、定款を変更するために社員全員の合意が必要か、または加重多数決で足りるかという点について、学説の見解は分かれている⁶。

⁴ 可変資本金会社および自由職会社においても社員の除名に関する法規が存する。可変資本金会社について、商法典L. 231-6条第2項は、「総会が、定款の変更に関して定められた多数決によって、1人または2人以上の社員が会社への所属をやめることを決定する権限を有することを定めることができる」とする。

また、自由職会社において、コンセイユ・デタの議を経たデクレは、除名される社員に付与される精神的、手続的および金銭的な保証を明らかにして、ある社員を会社から除名することができる場合を定めることができる（1990年12月31日法第21条第2項）。

⁵ Sylvie Dariosecq, Nathalie Métais, Les clauses d'exclusion, solution à la mésentente entre associés, *Bull. Joly sociétés* 1998, p.908; Jean-Jacques Daigre, Nathalie Métais et Valérie Tandeau de Marsac, Clauses d'exclusion dans des sociétés anonymes non cotées, *Actes pratiques et ingénierie sociétaire*, jan.-fév. 1999, p.5; Francis Lefebvre, *Sociétés commerciales*, 2012, n° 3412.

定款上の社員の除名条項を認めない見解もいくつかみられる（Alain Viandier et Jean-Jacques Caussain, *JCP E* 1992, I, p.120, n° 2は、除名は、会社の権利の一般原則、とくに資格を維持するすべての社員に認められた権利に反すると考えることに固執するとする）。

(3) 判例の状況

従前、控訴院において、定款上の社員の除名条項の有効性が認められてきた（Orléans 控訴院1989年9月26日判決⁷、Paris 控訴院2001年3月27日判決⁸、Grenoble 控訴院2010年9月16日判決⁹）¹⁰。

破毀院においては、破毀院商事部1994年12月13日判決¹¹が、定款上の社員の除名条項の有効性を暗黙に認めたとされる。また、破毀院商事部2005年3月8日判決¹²は、合名会社に関する商法典 L. 221-16条¹³に関し、「会社の利益および公序にかなった理由のために奪われる権利の価額が支払われる以上、社員の1人の裁判上の更生は社員資格を失わせることを、当事者により承認

⁶ 定款を変更して社員の除名条項を定める場合、社員全員の合意が必要であるものとして、Garçon, *op. cit.* (注1), p.17; Hérve Le Nabasque, Patrick Dunaud et Patricia Elsen, Les clauses de sortie dans les pactes d'actionnaires, *Dr. sociétés, Actes pratiques* oct. 1992, n° 43, p.9; Jean-Jacques Daigre, La perte de la qualité d'actionnaire, *Rev. sociétés* 1999, p.539. 他方、加重多数決で足りるものとするものとして、Didier Martin, L'exclusion d'un actionnaire, *RJ com.*, 1990, n° spécial, p.108; Gaétane. Durand-Lépine, L'exclusion des actionnaires dans les sociétés non cotées, *LPA*, 24 juill. 1995, p.10; H. Hovasse, M. Deslandes et R. Gentilhomme, La séparation d'associés, *Actes pratiques et ingénierie sociétaire* déc. 1997, p.16.

⁷ CA Orléans, 26 sept. 1989, *Dr. sociétés* 1990, n° 163, p.4

⁸ CA Paris, 27 mars 2001, *Bull. Joly sociétés* 2002, n° 18, p.89, note Hérve Le Nabasque; *Dr. sociétés* 2002, n° 14, p.30, note François-Xavier Lucas.

⁹ CA Grenoble, 16 sept. 2010, *Dr. sociétés* 2011, n° 125, p.10, note Marie-Laure Coquelet.

¹⁰ Paris 控訴院2001年3月23日判決（CA Paris, 23 mars 2001, *RJDA* oct. 2001, n° 973）および Montpellier 控訴院2002年5月28日判決（CA Montpellier, 28 mai 2002, *Dr. sociétés* 2003, n° 92, P.24 note J. Monnet; *RTD com.* 2003, 521, obs. Claude Champaud et Didier Danet; *RD banc. fin.* 2003, n° 155, obs. François-Xavier Lucas;）においても、定款上の社員の除名条項の有効性が認められた。

¹¹ Cass. com., 13 déc. 1994, *Bull. Joly sociétés* 1995, n° 39, p.152, note Paul Le Cannu; *Rev. sociétés* 1995, p.298, note Dominique Randoux; *JCP* 1995, II, n° 705, p.137, note Yann Paclot

¹² Cass. Com., 8 mars 2005, *D* 2005, p.839, obs. Alain Lienhard; *Dr. sociétés*, n° 117, p.29, note J. Monnet; *JCP E* 2005, 1046, n° 9, obs. Caussain, Deboissy et Wicker; *Rev. sociétés* 2005, p.618, note Dominique Randoux; *RTD com.* 2005, p.599, obs. A. Martin-Serf; *Bull. Joly sociétés* 2005, n° 237, p.995, obs. Paul Le Cannu.

¹³ 商法典 L. 221-16条は、裁判上の清算判決が社員に対して決定的になった場合、社員の持分は無効にされ、会社は鑑定人により決定された価額を償還しなければならない旨を定める。

された契約であり、かつ権利と義務を定める定款に定めることは可能であり、適法である」と判示して、定款上の社員の除名条項の有効性を上記1994年12月13日判決よりは明確に認めたとされる。

本判決は、「控訴院は、Maucollet氏がグループ会社の従業員の資格を喪失したことを受けてなされたMaucollet氏の社員権の一部を買い取る決定は、Finamag社の定款に従ってなされたことを指摘し、当該決定は適法であると結論づけた」として、控訴院判決を引用することにより、民事会社における定款上の社員の除名条項が有効であることを明確に認めた。

本事案において、「社員の資格」というタイトルを付けられたFinamag社の定款第9条は、「定款により認められた例外を除き、かつ業務執行者を除き、会社の社員はすべて、会社持分の取得日にグループの従業員または会社受任者の資格を有していなければならない」とする。Finamag社の社員となるためにはグループ会社の従業員でなければならないとするこの規定によれば、Maucollet氏のようにグループ会社の従業員の資格を失った者は、Finamag社の社員の資格も失うことになる。Finamag社は次に、「除名」というタイトルを付けられた定款第16条をMaucollet氏に適用した。定款第16条は、「なんらかの原因（cause）またはなんらかの理由（motif）のために、社員であり続けるために必要な資格を失ったすべての社員は、…完全にまたは一部会社から除名される可能性がある¹⁴」としており、社員であり続けるために必要な資格、すなわちグループ会社の従業員の資格を失ったMaucollet氏は、定款所定の手続により一部除名されることとなった。本判決により、定款に除名理由・手続等が明確に定められ、その内容に公序違反等がなければ、民事会社においても定款所定の要件に従って社員を除名することができることが明らかにされた。

3 社員の除名を決定する管轄機関

学説上、社員の除名は社員の合議により決定すべきであるとする見解と¹⁵、

¹⁴ 定款第16.1条によれば、刑事罰に相当する程の重大な過失により解雇された場合には、会社から完全に除名される。

民事会社における社員の除名条項の有効性
指揮機関だけで社員の除名を決定することができるとする見解が存する¹⁶。

民法典1862条は、民事会社における社員の合議による決議事項について、「業務執行者に認められた権限を超える決定は、定款の定めに従い、定めのない場合には、社員全員の一致によりなされる」としており、業務執行者に認められた権限を超える決議のみが法定の社員の合議による決議事項である。そして民事会社の業務執行者は、「社員間の関係において、会社の利益を追求するすべての業務執行行為を行うことができ」（民法典1848条1項）、「管理方法について定款に定めのない限り、すべてすることができる」（同条2項）とされている。これらの規定からは、社員の除名を社員の合議により決定すべきであるか明らかではない。

Colmar 控訴院2011年1月18日判決¹⁷の評釈のなかで、Colmar 控訴院判決が一般化されるとしたら、「社長または委員会のようななんらかの機関に除名の権限を付与するあらゆる可能性をふさぐかもしれない。除名の権限を総会以外の機関に付与することは、社員から自身の除名について意見を表明する権利を奪うからである」として¹⁸、当該控訴院判決は、社員の除名は社員の合議により決定すべきであると判示していると解釈する見解もみられた。

しかしながら、本判決は、「定款上、社員の除名を言い渡す権能が業務執行者のみに付与されたことはあまり重要ではない」として、業務執行者のみに社員の除名を決定する権限を委ねる定款条項は有効であると判示した¹⁹。

社員の除名を決定する管轄機関に関する本判決の適用範囲は、民事会社にとどまらず²⁰、すべての会社に適用しうるとされる²¹。したがって、本判決が簡易株式発行会社（SAS）にも適用されることにより、破毀院商事部2007年

¹⁵ Joanna Maria Sikora, *L'exclusion des membres des groupements de droit privé*, 2007, n° 758.

¹⁶ Daigre, Métais et Tandeau de Marsac, *op. cit.* (注5), p.13; Le Nabasque, Dunaud et Elsen, *op. cit.* (注7).

¹⁷ 有限会社において、関係社員から議決権を奪う定款条項に基づいて決定された社員の除名は無効であると判示された事例。

¹⁸ Myriam Rousille, note sous CA Colmar, 18 janv. 2011, *Dr. sociétés*, 2011, n° 110, p.22

10月23日判決²²により生じた問題を解決できる可能性がある。

すなわち、2007年10月23日判決は、民法典第1844条第1項にかんがみて、すべての社員は合議による決議に参加し、投票する権利を有していること、また、定款は、法定されている場合においてのみ、民法典第1844条第1項および商法典L.227-16条の規定の適用を除外する内容の定めをおくことができること、したがって、商法典L.227-16条に基づいて、社員の除名を社員の合議により決議する場合、定款をもってしても、除名を検討されている社員から、決議に参加し、および投票する権利を奪うことはできないと判示した。

とすると、社員の除名を社員の合議により決定する旨が定款に定められている限り、除名が検討されている社員も当該社員の除名を決定する決議に参加することになるので、多数派社員を除名することは事実上不可能ではないかという問題が生じる。

本事案のように、簡易株式発行会社（SAS）においても社員の除名を業務執行者だけで決定することができることにより、除名が検討されている社員を決議に参加させる必要はなくなり、多数派社員の除名も可能になると考えられる。

もっとも、社員の除名を決定する管轄機関を業務執行者とすることができるとしても、業務執行者の権限の濫用を防ぐために、明確かつ客観的な除名

¹⁹ 本事案のように、社員の除名理由が重大な過失のあったことではなく、グループ会社の従業員の資格を喪失したことである場合、定款に従って社員を除名するのは業務執行者の管理行為であるとする見解がある（Favario, *op. cit.* (注1), p.11)。

²⁰ Constantin, *op. cit.* (注1), p.350; Laroche, *op. cit.* (注1), p.1587; Poracchia, *op. cit.* (注1)。

²¹ Hovasse, *op. cit.* (注1), p.18。

²² Cass. com., 23 oct. 2007, n° 06-16537, *Bull. civ.*, IV, n° 225. 破毀院商事部2007年10月23日判決については、拙稿「フランス簡易株式組織会社（SAS）における株式譲渡に関する定款自治の拡大と限界（一）」『佐賀大学経済論集』42巻4号（2009年）75頁、拙稿「定款による除名社員の議決権の剥奪 Arts et entreprises 事件」『国際商事法務』39巻5号（2011年）685頁を参照。

理由を定款に定める必要があるとされる²³。

本事案の場合、除名理由がグループ会社の従業員の資格の喪失という客観的理由であるため、業務執行者は容易に除名を判断できたが²⁴、主観的理由による社員の除名、または社員の違反に対する懲戒的な除名の場合には、社員の合議により社員の除名を決定すべきであるとする見解がある²⁵。この見解によれば、社員の除名理由ごとに社員の除名を決定する管轄機関を変えることが適切であるとする。

社員の除名理由として、①法律または定款違反、②競業禁止義務・専念(exclusivité)義務違反、③社員資格の喪失に至らせるほどの経営上の失敗、④会社に対する中傷、会社の利益・評判またはブランドイメージに対する毀損、⑤社員が会社の従業員の職務を解雇されたこと²⁶、⑥親会社の社員が子会社の従業員の職務を解雇され、委任を取り消されたこと、⑦社員が指揮者の職務を辞任したこと、⑧法律上の更生または清算手続の開始、⑨深刻な意見の対立、⑩会社の存続のための重要な決定(資本増加・損失を理由とする資本減少・組織変更・会社の存続期間の延長)を妨げる少数派社員の濫用などが考えられるが²⁷、どの理由が主観的理由であるかまたは客観的理由であるかを明確に分けることは困難であると考えられる。

社員の除名を決定する管轄機関として、社員の合議、業務執行者のほか、

²³ Constantin, *op. cit.* (注1), p.351; Monsérié-Bon, *op. cit.* (注1), p.356; Couret, *op. cit.* (注1), p.438.

²⁴ Monsérié-Bon, *op. cit.* (注1), p.356.

²⁵ Monsérié-Bon, *op. cit.* (注1), p.356; Favario, *op. cit.* (注1), p.11; Garçon, *op. cit.* (注1), p.19; Pierre-Louis Périn, SAS: *sociétés par actions simplifiée*, 6éd., 2016, n° 381, p.248.

²⁶ CA Paris, 26 janv. 2010, n° 08-16326, *Bull. Joly sociétés* 2010, p.445, note Alain Couret; CA Paris, 28 févr. 2012, n° 10-16807, *Bull. Joly sociétés* 2012, p.489, note Pierre-Louis Périn; *RTD com.* 2012, p.348, note Alexis Constantin; CA Paris, 17 sept. 2013, n° 12-12567, *Rev. sociétés* 2014, p.506, note Laurent Godon.

Paris 控訴院2012年2月28日判決は、賃金関係が中止された以上、原因がどうであろうと、従業員が復職を請求しないことを指摘した労働裁判所の判決を待つ必要はなく、解雇によりもたらされた株式の強制譲渡を有効であると判示した。

²⁷ Périn, *op. cit.* (注25), n° 378-380-1, p.246.

会社の発起人のような特定の社員，専門の委員会，第三者などが考えられる。いずれにしても，管轄機関は定款に明確に定めなければならない。

4 対審の原則

本判決は，「Finamag 社の業務執行者が，検討されている除名理由およびその方法を明確にし，またこれらの点について異議を述べるように関係社員に促した文書により，除名の場合に定められた手続の実行を Maucollet 氏に通知した後，Maucollet 氏の一部除名を決定したことを明らかにし，当該社員が対審の原則の違反を主張する根拠はないと控訴院は適切に結論づけた」として，控訴院判決を引用することにより，本事案において対審の原則が遵守されていると判示した。

しかしながら，本事案のようにグループ会社の従業員の資格の喪失という客観的な理由により社員が除名される場合は，対審そのものが必要ではないとする見解がある²⁸。

たとえ対審の原則が遵守されなかった場合でも，社員の除名決議は無効とならず，会社の責任を追求することができるにとどまるとされる。すなわち，破毀院商事部2010年7月13日判決²⁹によれば，民法典1844-10条第3項は，「決議の無効は民法典第9編（会社）の強行規定の違反または契約一般の無効原因の1つのみから生じうる」としており，社員を除名する際の対審の原則に関する強行法規は存しないため，対審の原則を遵守しなかった除名決議を無効とすることはできない。会社の責任を追求することができるとはいえ，除名されたことではなく，対審の原則が遵守されなかったことにより社員が被る損害を明らかにすることは困難であるとされる³⁰。

²⁸ Hovasse, *op.cit.* (注1), p.18; Moritier, *op.cit.* (注1), p.35.

²⁹ Cass. com., 13 juill. 2010, n° 09-16156, *Dr. sociétés* 2010, n° 200, p.20, note Henri Hovasse; *RTDF* 2010, p.124, note Didier Porrachia; *D* 2010, p.2880, obs. Alain Lienhard, note Bruno Dondero; *Bull. Joly sociétés* 2010, n° 216, p.990, note Paul Le Cannu; *Dr & patr.* 2011, n° 143, p.91. Cass. com., 9 nov. 2010, n° 10-10150, *Dr. sociétés* 2011, n° 25, note Marie-Laure Coquelet; *Bull. Joly sociétés* 2011, p.115, obs. Pierre Mousseron; *Rev. sociétés* 2010, p.577, obs. Alain Lienhard も同旨。

³⁰ Hovasse, *op.cit.* (注1), p.18.